

平成 2 7 年 3 月市議会定例会提出予定案件

(議 案)

- 1 茨木市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 3 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 4 茨木市職員退職手当条例の一部改正について
- 5 茨木市行政手続条例の一部改正について
- 6 茨木市事務分掌条例の一部改正について
- 7 茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例等の一部改正について
- 8 茨木市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正について
- 9 茨木市市民総合センター条例及び茨木市市民活動センター条例の一部改正について
- 10 茨木市スポーツ推進審議会条例の一部改正について
- 11 茨木市福祉事業充当基金条例の一部改正について
- 12 茨木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 13 茨木市介護保険条例の一部改正について
- 14 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 15 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 16 茨木市建築基準法施行条例の一部改正について
- 17 茨木市手数料条例の一部改正について
- 18 茨木市南春日丘五丁目阪神不動産住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 19 茨木市彩都地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 20 茨木市内瀬東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正について

- 21 茨木市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 22 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 23 茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 24 平成 26 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 5 号）
- 25 平成 26 年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 26 平成 26 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 27 平成 26 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 28 平成 26 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 29 平成 26 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 30 平成 26 年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 31 平成 27 年度大阪府茨木市一般会計予算
- 32 平成 27 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 33 平成 27 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 34 平成 27 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 35 平成 27 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 36 平成 27 年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
- 37 平成 27 年度大阪府茨木市水道事業会計予算

【後段本会議】

（議 案）

- 1 茨木市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 4 号	茨木市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について												
○ 地方公務員法の改正により、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にできる「配偶者同行休業制度」が創設されたことに伴う条例の制定 ・ 主な内容 ①配偶者同行休業の期間 3 年以内 ②配偶者同行休業の対象となる滞在事由 外国勤務、外国の大学等での修学、個人が事業の経営等を外国で行う場合等 ・ 関係条例の一部改正 ①茨木市職員の育児休業等に関する条例 ②茨木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ③企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・ 施 行 日 平成 2 7 年 4 月 1 日													
議案第 5 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について												
○ 給与制度の総合的見直し及び管理職員特別勤務手当の新設等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①給料表の改定 ア 給与制度の総合的見直し 平均給与改定率 △ 1 . 9 % (経過措置：平成 2 9 年度まで現給保障) イ 行政職給料表（二）の見直し 国の行政職俸給表（二）と同内容に変更 (経過措置：当分の間、現給保障) ②住居手当の改定 4,500 円引下げ（経過措置：平成 2 7 年度は 2,500 円引下げ） ③管理職員特別勤務手当の新設 災害等への対応により、週休日等に勤務した場合に支給する。（勤務 1 回につき下記金額を支給） <table><tr><td></td><td>【週休日等（6 h 超）】</td><td>【平日深夜】</td></tr><tr><td>ア 部長級</td><td>12,000 円（18,000 円）</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td>イ 次長・課長級</td><td>10,000 円（15,000 円）</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>ウ 課長代理・係長級</td><td>8,500 円（12,750 円）</td><td>4,300 円</td></tr></table> ④臨時職員の賃金（時間額）の改定 主な職種の改定内容 ・ 事務 ： 910 円 → 940 円 ・ 保育士 ： 1,210 円 → 1,250 円 ・ 保健師 ： 1,520 円 → 1,570 円 ・ 施 行 日 平成 2 7 年 4 月 1 日			【週休日等（6 h 超）】	【平日深夜】	ア 部長級	12,000 円（18,000 円）	6,000 円	イ 次長・課長級	10,000 円（15,000 円）	5,000 円	ウ 課長代理・係長級	8,500 円（12,750 円）	4,300 円
	【週休日等（6 h 超）】	【平日深夜】											
ア 部長級	12,000 円（18,000 円）	6,000 円											
イ 次長・課長級	10,000 円（15,000 円）	5,000 円											
ウ 課長代理・係長級	8,500 円（12,750 円）	4,300 円											

議案第 6 号	茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
○ 非常勤職員の職及び報酬額の削除、追加及び改定に伴う所要の改正	
・ 改正内容	
①削除する非常勤職員の職及び報酬額	
教育委員会委員長	日 額 33, 000 円
②新たに追加する非常勤職員の職及び報酬額	
・ 審査会の委員	
がん検診精度管理委員会委員	日 額 9, 000 円
認知症初期集中支援チーム検討委員会委員	日 額 9, 000 円
・ 非常勤嘱託員等	
社会福祉士	月 額 257, 400 円
主任介護支援専門員	月 額 265, 000 円
精神保健福祉士	月 額 273, 300 円
③非常勤嘱託員の報酬額の改定	
・ 非常勤嘱託員等（月額の者）の報酬額を 3, 000 円増額（一部を除く）	
・ 施 行 日 平成 2 7 年 4 月 1 日（経過措置：①現教育長在職期間においては、この条例の施行後も改正前の条例はその効力を有する）	

議案第 7 号	茨木市職員退職手当条例の一部改正について
○ 国の制度に準じた退職手当の改正を行うことに伴う所要の改正	
・ 改正内容	
①行政職給料表（一）の適用	
給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、国家公務員の退職手当調整額に準じ、退職前の職責（5 年分）に応じて加算する調整額を改定	
	現行（月額） 改正後（月額）
第 1 号区分 部長級	50, 000 円 → 65, 000 円（+15, 000 円）
第 2 号区分 次長級	41, 700 円 → 54, 150 円（+12, 450 円）
第 3 号区分 課長級	33, 350 円 → 43, 350 円（+10, 000 円）
第 4 号区分 課長代理級	25, 000 円 → 32, 500 円（+ 7, 500 円）
第 5 号区分 係長級	20, 850 円 → 27, 100 円（+ 6, 250 円）
第 6 号区分 主査級	16, 700 円 → 21, 700 円（+ 5, 000 円）
②行政職給料表（二）を適用する職員については、給料表の見直しにより影響が生じることから、現給保障による適用とする。	
・ 施 行 日 平成 2 7 年 4 月 1 日	

議案第 8 号	茨木市行政手続条例の一部改正について
○ 行政手続法の改正に伴う所要の改正 - 改正内容 国民の救済手段の充実・拡大及び公正性の向上を図るため、行政手続条例を改正する。 - 行政指導をする際、許認可等の権限やそれに基づく処分をする権限を行使できる旨を示す場合は、根拠となる法令の条項等を示さなければならない旨の規定を追加 - 法律や条例の要件に適合しない行政指導を受けたと思われる場合、中止等を求めることができる旨の規定を追加 (申出書への記載事項) - 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 - 当該行政指導の内容 - 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項 など - 法令違反をしている事実を発見した場合、何人も、行政に対し是正のための処分又は行政指導を求めることができる旨の規定を追加 (申出書への記載事項) - 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 - 法令に違反する事実の内容 - 当該処分又は行政指導の内容 など - 関係条例の一部改正 茨木市市税条例 - 施行日 平成 2 7 年 4 月 1 日	
議案第 9 号	茨木市事務分掌条例の一部改正について 20～22 頁参照
○ 行政機構の再編に伴う所要の改正 - 主な改正内容 新たな行政課題や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するとともに、第 5 次茨木市総合計画（平成 2 7 年度～平成 3 1 年度）の円滑な推進を図るため、機構の再編を行う。 (条例) - まちの魅力を市内外に発信するため、まち魅力発信課を設置 - 市民相談室と消費生活センターの連携を強化し、市民の利便性を高めるため、市民生活相談課を設置 「市税及び府民税の賦課並びに徴収に関すること」及び「固定資産の評価に関すること」を企画財政部から総務部に移管 (規則) - 福祉政策課を福祉政策課と生活福祉課に、高齢介護課を高齢者支援課と介護保険課に分割し、国保年金課と高齢医療課を保険年金課に統合 - 環境行政の更なる推進を図るため、資源循環課を設置 - 下水道事業の企業会計導入に伴い、体制整備を図るため、下水道総務課及び下水道施設課を設置 - 施行日 平成 2 7 年 4 月 1 日	

議案第 10 号	茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例等の一部改正について	23 頁参照
○ 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター等の駐車場を専用・無料化又は廃止することに伴う所要の改正 ・ 改正内容 設備機器等のリース契約の更新に併せ、沢良宜いのち・愛・ゆめセンター、茨木公民館、玉櫛公民館、玉島公民館、太田公民館、中条図書館、桑原運動広場及び忍頂寺スポーツ公園の駐車場を専用・無料化又は廃止する。 ・ 関係条例の改正 ①茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例 ②茨木市公民館条例 ③茨木市立図書館条例 ④茨木市運動広場条例 ⑤茨木市忍頂寺スポーツ公園条例 ・ 施 行 日 平成 2 7 年 1 0 月 1 日		
議案第 11 号	茨木市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正について	24 頁参照
○ 路上喫煙の防止、分煙の推進を図るため、現在の路上喫煙禁止地区内に喫煙場所を設置することに伴う所要の改正 ・ 改正内容 路上喫煙の定義から、「道路等を管理する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した設備が設けられた場所において喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること」を除く。 ・ 設置予定場所 J R 茨木駅西口 ・ 施 行 日 平成 2 7 年 4 月 1 日		

議案第 12 号	茨木市市民総合センター条例及び茨木市市民活動センター条例の一部改正について 25 頁参照
	○ 市民会館の閉館に伴い、当該施設に設置されている茨木市文化振興財団の事務所及び市民活動センターを移転することに伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①市民総合センター研修室等の廃止 茨木市文化振興財団の事務所及び市民活動センターの設置スペースを確保するため、研修室、101号室、102号室及び103号室を廃止する。 ②市民活動センターの位置の変更 (現 行) 茨木市駅前四丁目7番50号 (改正後) 茨木市駅前四丁目6番16号 ・ 施 行 日 ①平成27年11月1日 ②平成28年1月1日
議案第 13 号	茨木市スポーツ推進審議会条例の一部改正について
	○ スポーツ推進計画の策定に当たり、審議会委員に公募市民等を加えることに伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①委員 市民、関係団体から推薦された者を加える。 ②委員数 10人以内 → 15人以内 ・ 施 行 日 平成27年4月1日

議案第 14 号	茨木市福祉事業充当基金条例の一部改正について	26 頁参照
	○ 福祉事業充当基金を広く社会福祉の向上に資する事業に活用できるようにすることに伴う 所要の改正 ・ 改正内容 ①名称 (現 行) 茨木市福祉事業充当基金 (改正後) 茨木市福祉事業<u>推進</u>基金 ②設置目的 (現 行) 市民の福祉の推進を図るため (改正後) 高齢者、障害者、子ども等の社会福祉の推進を図るための事業の実施経費 に充てるため ③運用益金の処理 (現 行) 当該条例に掲げる事業に充当し、余剰金が発生した場合は基金に編入 (改正後) 基金に編入 ④現行の充当事業を廃止 ア 高齢者障害者在宅等福祉支援事業 イ 交通遺児福祉金支給事業 ウ 障害者就労支援福祉金支給事業 ・ 施 行 日 平成 2 7 年 4 月 1 日	
議案第 15 号	茨木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の 一部改正について	
	○ 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準 (厚生労働省令)」の改正に伴う所要の改正 ・ 改正内容 指定介護予防支援の具体的取扱方針の規定に、次の 2 項目を追加 ①サービスの連動性を高めるため、担当職員(介護支援専門員等)が、介護予防サービス 計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対し、当該サービス事業者が作成した 計画の提出を求めること ②地域ケア会議から、資料又は情報の提供等の必要な協力を求められときはこれに協力す るように努めること ・ 施 行 日 平成 2 7 年 4 月 1 日	

○ 介護保険事業計画の見直しに伴う所要の改正

・ 改正内容

- ①介護給付費等の将来推計に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の保険料を改定する。【保険料基準額（月額）：4,550 円 → 4,940 円】
- ②第 1 号被保険者（65 歳以上）の負担能力に応じた保険料設定とするため、保険料の段階について、現行の 8 段階（10 種類）から 14 段階に区分する。

〈現 行〉		〈改 定 後〉	
（保険料段階）	（保険料）	（保険料段階）	（保険料）
第 1 段階	27,300 円	→ 第 1 段階	29,640 円…生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の者
第 2 段階	27,300 円		
第 3 段階特例	38,220 円	→ 第 2 段階	41,496 円
第 3 段階	40,950 円	→ 第 3 段階	44,460 円
第 4 段階特例	49,140 円	→ 第 4 段階	53,352 円
第 4 段階	54,600 円	→ 第 5 段階	59,280 円
第 5 段階	60,060 円	→ 第 6 段階	71,136 円…本人の合計所得金額が年額 120 万円未満の者
		→ 第 7 段階	74,100 円…本人の合計所得金額が年額 120～125 万円未満の者
第 6 段階	68,250 円	→ 第 8 段階	77,064 円…本人の合計所得金額が年額 125～190 万円未満の者
		→ 第 9 段階	82,992 円…本人の合計所得金額が年額 190～200 万円未満の者
第 7 段階	81,900 円	→ 第 10 段階	88,920 円…本人の合計所得金額が年額 200～290 万円未満の者
		→ 第 11 段階	97,812 円…本人の合計所得金額が年額 290～400 万円未満の者
第 8 段階	95,550 円	→ 第 12 段階	106,704 円…本人の合計所得金額が年額 400～600 万円未満の者
		→ 第 13 段階	109,668 円…本人の合計所得金額が年額 600～1,000 万円未満の者
		→ 第 14 段階	118,560 円…本人の合計所得金額が年額 1,000 万円以上の者

- ③新たに創設された介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期（平成 28 年 4 月 1 日）を設定

・ 施 行 日 平成 27 年 4 月 1 日

議案第 17 号	茨木市附属機関設置条例の一部改正について						
○ 附属機関の新設に伴う所要の改正 ・ 新たに設置する附属機関 ①茨木市がん検診精度管理委員会 - ア 所掌事務 市が実施するがん検診の精度管理及び事業評価についての調査審議に関する事務 - イ 委員数 20人以内 ②茨木市認知症初期集中支援チーム検討委員会 - ア 所掌事務 認知症の人やその家族に早期に関わる「茨木市認知症初期集中支援チーム」の設置及び活動状況についての調査審議に関する事務 - イ 委員数 8人以内 ・ 施 行 日 平成 2 7 年 4 月 1 日							
議案第 18 号	茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について						
○ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①市立幼稚園が実施する預かり保育の保育料を定める。 <table> <tr> <th>実施時間</th><th>保育料</th></tr> <tr> <td>午後 2 時から午後 4 時まで</td><td>日額 4 0 0 円</td></tr> <tr> <td>午後 2 時から午後 5 時まで</td><td>日額 5 0 0 円</td></tr> </table> ただし、茨木市立茨木幼稚園、茨木市立西幼稚園、茨木市立天王幼稚園、茨木市立東雲幼稚園は、上記時間の他（長期休業中等）にも預かり保育を実施し、当該時間に応じた保育料を徴収する。 ②市立保育所の利用において短時間認定（最大 8 時間まで）を受けた者の延長保育料の規定の改正（1 年間の経過措置） 保護者負担の激変緩和を図るため、「午前 7 時から午前 7 時 3 0 分まで」及び「午後 6 時 3 0 分から午後 7 時まで」の時間帯以外の延長保育に係る保育料は徴収しない。 ・ 関係条例の一部改正 茨木市立幼稚園条例 →預かり保育の保育料に関する規定を削除 ・ 施 行 日 公布の日		実施時間	保育料	午後 2 時から午後 4 時まで	日額 4 0 0 円	午後 2 時から午後 5 時まで	日額 5 0 0 円
実施時間	保育料						
午後 2 時から午後 4 時まで	日額 4 0 0 円						
午後 2 時から午後 5 時まで	日額 5 0 0 円						

議案第 19 号	茨木市建築基準法施行条例の一部改正について
	○ 建築基準法の改正に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①手数料に関する規定を削除 構造計算適合性判定については、これまで確認審査を行う建築主事等を通して、判定機関に依頼していたが、建築主が直接、申請することとなったため、構造計算適合性判定に係る手数料を削除する。 ②手数料に関する規定を追加 - ア 構造計算に関する高度の専門知識を有する建築主事の確認審査に要する手数料を追加する。 - イ 既存建築物の移転に関する制限緩和認定審査に要する手数料を追加する。 ・ 施 行 日 平成 2 7 年 6 月 1 日
議案第 20 号	茨木市手数料条例の一部改正について
	○ 「茨木市建築基準法施行条例」及び「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」の改正等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①準用する茨木市建築基準法施行条例の改正に合わせ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の関係手数料を改正する。 ②長期優良住宅建築等計画の認定について、住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定による設計住宅性能評価書の活用が可能となったことに伴い、認定を行う際の手数料を新たに規定する。 ③耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えに当たり、容積率の特例許可を行う際の手数料を新たに規定する。 ・ 施 行 日 ①平成 2 7 年 6 月 1 日 ②平成 2 7 年 4 月 1 日 ③公布の日

議案第 21 号	茨木市南春日丘五丁目阪神不動産住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について 28 頁参照
	○ 区域内における建築物の制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。 ・ 主な内容 ①適用の区域・・・・・・・・茨木市南春日丘五丁目阪神不動産住宅地区地区計画の区域内 ②用途の制限・・・・・・・・ア 一戸建ての住宅 （建築できる建築物） イ 一戸建ての住宅で建築基準法施行令第 130 条の 3 に掲げる兼用住宅 ウ 診療所 エ ア～ウに附属する自動車車庫 ③敷地面積・・・・・・・・150 ㎡以上 ④建築物の高さ・・・・・・・・9 m 以下（軒高は 7 m 以下） ⑤壁面の位置の制限・・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離 1 m 以上 ⑥垣又は柵の構造・・・・・・・・道路に面する垣又は柵は、生垣、ネットフェンス等開放性の高いものとする（高さ 0.6m 以下のもの、門等は除く）。 ⑦公益上必要な建築物の特例・・公益上必要な建築物で用途上・構造上やむを得ないと認めて許可したもの、また、土地利用の状況に照らして周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物は、②③⑤を適用しない。 ⑧罰則・・・・規定に違反した場合 500,000 円以下の罰金 ・ 施 行 日 公布の日
議案第 22 号	茨木市彩都地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について 29～30 頁参照
	○ 東部中央東地区及び東部山麓線周辺地区を、地区整備計画区域に追加することに伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①「東部中央東地区」及び「東部山麓線周辺地区」における建築物の制限を定める。 （建築できる建築物）倉庫、工場、店舗等 ②公益上必要な建築物の特例に規定を追加 ア 建築物の用途の制限に係る許可をする場合は、公開による意見聴取を行い、茨木市建築審査会の意見を聴かなければならないことを定める。 イ 許可を受けた建築物の増築・改築・移転について、一定の要件を満たすときは、公開による意見聴取等を要しない旨を規定 ウ 公開による意見聴取を行う場合の公告について規定 ・ 施 行 日 公布の日

議案第 23 号	茨木市内瀬東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正について
	○ 公益上必要な建築物の特例許可に係る手続を定めることに伴う所要の改正 ・ 改正内容 公益上必要な建築物の特例について、手続きに関する規定を追加 - ア 建築物の用途の制限に係る許可をする場合は、公開による意見聴取を行い、茨木市建築審査会の意見を聴かなければならない旨を規定 - イ 許可を受けた建築物の増築・改築・移転について、一定の要件を満たすときは、公開による意見聴取等を要しない旨を規定 - ウ 公開による意見聴取を行う場合の公告について規定 ・ 関係条例の一部改正 茨木市郡地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ほか 29 件 ・ 施 行 日 公布の日
議案第 24 号	茨木市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について 31 頁参照
	○ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う条例の制定 ・ 法改正の趣旨 教育行政における責任体制の明確化や、迅速な危機管理体制の構築等を目的に、教育委員長と教育長を一本化し、議会の同意を得て市長が任命する特別職の教育長を設置する。 ・ 主な内容 教育長が職務専念義務のある常勤の特別職となることから、教育長の勤務時間、休暇等について条例で定める。 ・ 施 行 日 平成 27 年 4 月 1 日 (経過措置：現教育長在職期間においては、従前の例による)

議案第 25 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う所要の改正 - 改正内容 法改正に伴い、教育長が特別職の職員として位置付けられたことなどから、教育委員会の職員定数を改めるとともに、関係条例について所要の改正を行う。 - 関係条例の改正 ①茨木市職員定数条例 ②職務に専念する義務の特例に関する条例 ③特別職の職員の給与に関する条例 ④特別職の職員等の退職手当に関する条例 ⑤茨木市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例 ⑥茨木市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例（廃止） ⑦茨木市職員の厚生制度に関する条例（附則で一部改正） - 施行日 平成 2 7 年 4 月 1 日 （経過措置：①②④⑥現教育長在職期間においては、この条例の施行後も改正前の条例はその効力を有する。 ：③⑦現教育長在職期間においては、従前の例による。）
議案第 26 号	茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	○ 施設の名称 ①茨木市立春日コミュニティセンター ②茨木市立東奈良コミュニティセンター ○ 指定管理者 ①茨木市上穂積二丁目 1 3 番 3 0 号 春日小学校区地域協議会 ②茨木市東奈良三丁目 8 番 5 号 東奈良小学校区地域協議会 ○ 指定の期間 平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日

○ 補正額 △824,212 千円（補正後 88,213,668 千円 － 補正前 89,037,880 千円）

（歳 入）

・ 市税	△35,000 千円
・ 地方譲与税	△40,000 千円
・ 配当割交付金	118,000 千円
・ 株式等譲渡所得割 交付金	53,000 千円
・ 地方消費税交付金	33,000 千円
・ ゴルフ場利用税 交付金	10,000 千円
・ 自動車取得税交付金	△77,000 千円
・ 地方交付税	27,312 千円
・ 分担金及び負担金	△83,965 千円
・ 使用料及び手数料	△20,363 千円
・ 国庫支出金	△551,828 千円
・ 府支出金	△264,468 千円
・ 財産収入	136,792 千円
・ 寄附金	2,968 千円
・ 繰入金	△26 千円
・ 諸収入	250,496 千円
・ 市債	△383,130 千円

（歳 出）

・ 人件費	△395,985 千円
・ 物件費	△147,756 千円
・ 扶助費	△155,058 千円
・ 補助費等	△229,346 千円
・ 投資的経費	△308,322 千円
・ その他の経費	412,255 千円

・ 継続費補正

（変更）千提寺地区交流拠点広場整備事業	△184,500 千円	年割額変更
（変更）山麓線整備事業	△6,000 千円	年割額変更
（変更）小学校エレベーター整備事業	△19,220 千円	年割額変更

・ 繰越明許費補正

（追加）プレミアム付き商品券発行事業ほか 5 事業	428,812 千円
---------------------------	------------

・ 債務負担行為補正

（変更）コミュニティセンター指定管理料	67,500 千円 → 77,000 千円	限度額変更
（変更）障害者相談支援事業所サポート事業	14,367 千円 → 16,647 千円	限度額変更

議案第 28 号	平成 26 年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 773 千円 （補正後 5,434,685 千円 － 補正前 5,433,912 千円）			
(歳 入)		(歳 出)	
・ 財産収入	773 千円	・ 諸支出金	619 千円
		・ 繰出金	154 千円
議案第 29 号	平成 26 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 170,162 千円 （補正後 29,148,118 千円 － 補正前 28,977,956 千円）			
(歳 入)		(歳 出)	
・ 国庫支出金	△71,036 千円	・ 総務費	△12,548 千円
・ 前期高齢者交付金	△81,500 千円	・ 後期高齢者支援金等	1,360 千円
・ 府支出金	△71,335 千円	・ 前期高齢者納付金	205 千円
・ 繰入金	255,570 千円	・ 介護納付金	△1,528 千円
・ 繰越金	138,192 千円	・ 保健事業費	△23,489 千円
・ 諸収入	271 千円	・ 諸支出金	206,162 千円
議案第 30 号	平成 26 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 △14,031 千円 （補正後 3,199,604 千円 － 補正前 3,213,635 千円）			
(歳 入)		(歳 出)	
・ 後期高齢者医療保険料	△6,963 千円	・ 総務費	△3,815 千円
・ 繰入金	△6,683 千円	・ 後期高齢者医療広域連合納付金	
・ 諸収入	△385 千円		△10,216 千円

議案第 31 号	平成 26 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）		
○ 補正額 18,430 千円（補正後 15,326,073 千円 － 補正前 15,307,643 千円）			
(歳 入)		(歳 出)	
・ 介護保険料	511 千円	・ 総務費	△9,389 千円
・ 国庫支出金	△42,466 千円	・ 要介護認定費	△2,308 千円
・ 支払基金交付金	△51,314 千円	・ 保険給付費	△141,928 千円
・ 府支出金	△27,023 千円	・ 地域支援事業費	△59,618 千円
・ 財産収入	△70 千円	・ 基金積立金	188,356 千円
・ 繰入金	△44,832 千円	・ 諸支出金	43,317 千円
・ 繰越金	184,124 千円		
・ 諸収入	△500 千円		
議案第 32 号	平成 26 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）		
○ 補正額 △433,841 千円（補正後 7,974,990 千円 － 補正前 8,408,831 千円）			
(歳 入)		(歳 出)	
・ 分担金及び負担金	△4,150 千円	・ 下水道事業費	△396,142 千円
・ 使用料及び手数料	△322,303 千円	・ 合併処理浄化槽	
・ 国庫支出金	△91,741 千円	事業費	△29,117 千円
・ 府支出金	40 千円	・ 水洗便所普及費	△340 千円
・ 繰入金	352,076 千円	・ 公債費	△8,242 千円
・ 諸収入	61,937 千円		
・ 市債	△429,700 千円		
・ 継続費補正			
(変更) 公共下水道整備事業		年割額変更	
議案第 33 号	平成 26 年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第 1 号）		
○ 収益的収支			
・ 収入 47,113 千円（補正後 5,583,218 千円－補正前 5,536,105 千円）			
・ 支出 △69,373 千円（補正後 5,485,044 千円－補正前 5,554,417 千円）			
○ 資本的収支			
・ 収入 △102,166 千円（補正後 1,229,450 千円－補正前 1,331,616 千円）			
・ 支出 △128,386 千円（補正後 2,463,075 千円－補正前 2,591,461 千円）			

議案第 34 号	平成 27 年度大阪府茨木市一般会計予算
○ 予算総額 87,900,000 千円（対前年度比 0.3%減） 平成 26 年度（当初） 88,200,000 千円	
議案第 35 号	平成 27 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
○ 予算総額 5,332,084 千円（対前年度比 1.9%減） 平成 26 年度（当初） 5,433,912 千円	
議案第 36 号	平成 27 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
○ 予算総額 34,302,884 千円（対前年度比 18.4%増） 平成 26 年度（当初） 28,977,956 千円	
議案第 37 号	平成 27 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
○ 予算総額 3,378,664 千円（対前年度比 5.1%増） 平成 26 年度（当初） 3,213,635 千円	
議案第 38 号	平成 27 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
○ 予算総額 15,965,222 千円（対前年度比 4.4%増） 平成 26 年度（当初） 15,295,975 千円	

議案第 39 号	平成 27 年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
○ 予算総額 12,091,593 千円 平成 26 年度（当初） 8,439,000 千円（大阪府茨木市公共下水道事業特別会計）	
議案第 40 号	平成 27 年度大阪府茨木市水道事業会計予算
○ 予算総額 7,190,406 千円（対前年度比 11.7%減） 平成 26 年度（当初） 8,145,878 千円	

【後段本会議】

議案第 41 号	茨木市国民健康保険条例の一部改正について	32 頁参照
----------	----------------------	--------

○ 国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正

・ 改正内容

①国民健康保険料賦課限度額の改正

賦課限度額の引き上げにより、高所得者層により多く負担してもらい、低・中間所得者の負担を軽減

基礎賦課限度額	510,000 円 → 520,000 円
後期高齢者支援金等賦課限度額	160,000 円 → 170,000 円
介護納付金賦課限度額	140,000 円 → 160,000 円

②低所得者に係る保険料軽減の改正

低所得者に対する保険料 5 割及び 2 割軽減の対象世帯を拡大

ア 5 割軽減の拡大 … 軽減対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を、現在の 24.5 万円から 26 万円に変更し、所得基準額を引き上げる。

イ 2 割軽減の拡大 … 軽減対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を、現在の 45 万円から 47 万円に変更し、所得基準額を引き上げる。

・ 施 行 日 平成 27 年 4 月 1 日

行政機構 新旧対照表(案)

現 行 分	改 正 分
総務部 - 総務課 - 危機管理課 - 秘書課 - 人事課 - 政策法務課 広報広聴課 (広報係, A 広聴係) B	総務部 - 総務課 - 危機管理課 - 秘書課 - 人事課 - 政策法務課 市民税課 資産税課 - 収納課
企画財政部 - 政策企画課 - 財政課 - 契約検査課 - 情報システム課 市民税課 資産税課 - 収納課	企画財政部 - 政策企画課 - 財政課 - 契約検査課 - 情報システム課 まち魅力発信課 (魅力発信係, A 広報係)
市民文化部 市民生活課 (市民生活係, 消費生活係) - 市民協働推進課 文化振興課 (振興係, 生涯学習係, 交流観光係) - スポーツ推進課 - 市民課 - 人権・男女共生課	市民文化部 - 市民協働推進課 市民生活相談課 (市民生活係, 消費生活係, B 市民相談係) 文化振興課 (振興係, 生涯学習係, 交流係) - スポーツ推進課 - 市民課 - 人権・男女共生課

現 行 分	改 正 分
健康福祉部 - 福祉政策課 (地域福祉係, D) - 保護管理係, E 保護一係, E 保護二係) - 福祉指導監査課 - 障害福祉課 - 高齢介護課 (管理係, 認定給付係, F) いきがい係, G 自立支援係, G 地域支援係) - 保健医療課 - 国保年金課 H (給付係, 保険料係, 徴収係, 年金係) - 高齢医療課 H (総務係, 保険料係)	健康福祉部 - 福祉政策課 D (地域福祉係, 生活支援係) E 生活福祉課 (保護管理係, 保護一係, 保護二係) - 障害福祉課 G 高齢者支援課 (いきがい支援係, 自立支援係, 地域支援係) - 保健医療課 F 介護保険課 (管理係, 認定給付係) H 保険年金課 (国保給付係, 国保保険料係, 徴収係, 高齢医療係, 年金係) - 福祉指導監査課
産業環境部 - 商工労政課 - 農林課 - 環境政策課 (政策係, 減量企画係, 新エネルギー推進係) - 環境事業課 (管理係, 業務第一係, 業務第二係, 施設係) - 環境保全課 (指導係, 検査係)	産業環境部 - 商工労政課 - 農林課 - 環境政策課 (政策係, 推進係, 指導係, 検査係) - 資源循環課 (計画係, 推進係) - 環境事業課 (管理係, 業務係, 施設係)

現 行 分	改 正 分
建設部 - 建設管理課 - 道路交通課 - 建築課 - 公園緑地課 - 下水道課 (総務係, 計画係, 施設管理係, 工務係, 水路係)	建設部 - 建設管理課 - 道路交通課 - 建築課 - 公園緑地課 I 下水道総務課 (総務係, 経理係, 計画係) J 下水道施設課 (管理係, 工務係, 水路係)

※ 課等の増減

	課	係	グループ
現 行	68	165	7
改正後	70	167	7
差 引	+2	+2	+0

公共施設附帯駐車場の見直しについて

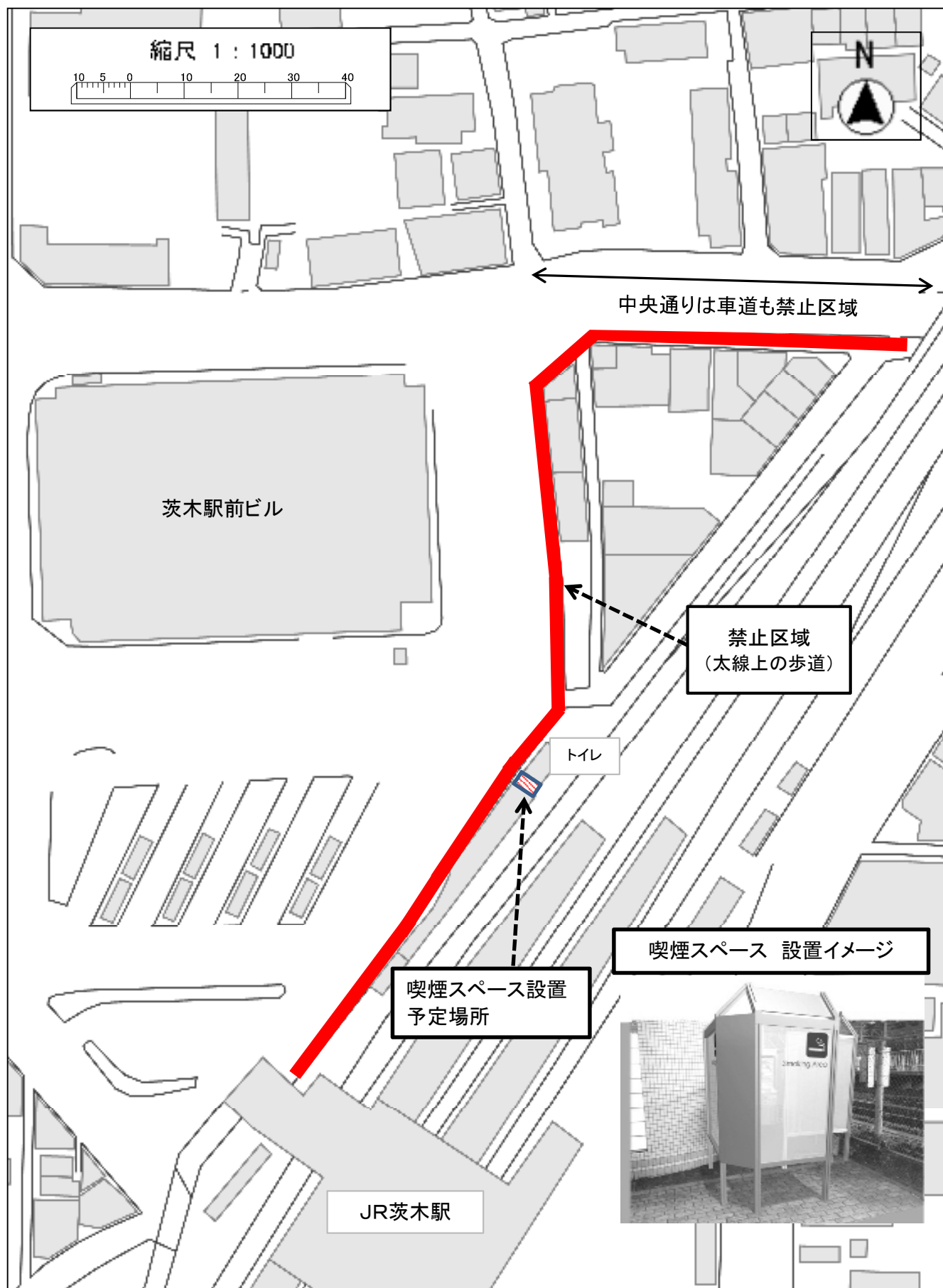
- 平成 21 年 10 月から市有財産の有効活用を基本に、受益者負担の適正化、環境負荷の低減等を考慮して、24 時間、施設利用者以外の方にも利用可能な施設として、公共施設の附帯駐車場を有料化し、現在 28 施設の附帯駐車場の運営を行っている。
- これらの施設について、平成 27 年 9 月末に設備機器等のリース契約が満了を迎えることから、これを機会に、下表のとおり運営方法を変更する。

	施設名称	課題	対応（平成 27 年 10 月以降）
①	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター、 茨木公民館、 玉櫛公民館、 玉島公民館、 太田公民館	・地域集会施設として類似の機能を持つコミュニティセンターの駐車場は専用駐車場となっている。 ・小規模な駐車場が多く、採算がとれていない。	・専用駐車場とする。 ※現状、春日公民館も有料駐車場であるが、平成 27 年 4 月のコミュニティセンター化と同時に専用駐車場に戻す。
②	桑原運動広場、 忍頂寺スポーツ公園	・バスの本数が他地域と比較して非常に少ないなど、公共交通機関の利便性が低い。	・専用駐車場とする。
③	中条図書館	・合同庁舎の駐輪場が不足している。 ・混雑時に自転車があふれるなど、子育て支援施設利用者の通行（ベビーカー利用等）に支障をきたす場合がある。	・中条図書館駐車場を廃止し、合同庁舎の駐輪場とする。
④	上中条青少年センター	・川端康成文学館や青少年野外活動センター主催事業等で、年間十数台の観光バス利用があるが、駐車可能な場所がない。	・第 1 駐車場（フラップ式の駐車場）を専用駐車場とし、観光バスの受け入れを可能とする。

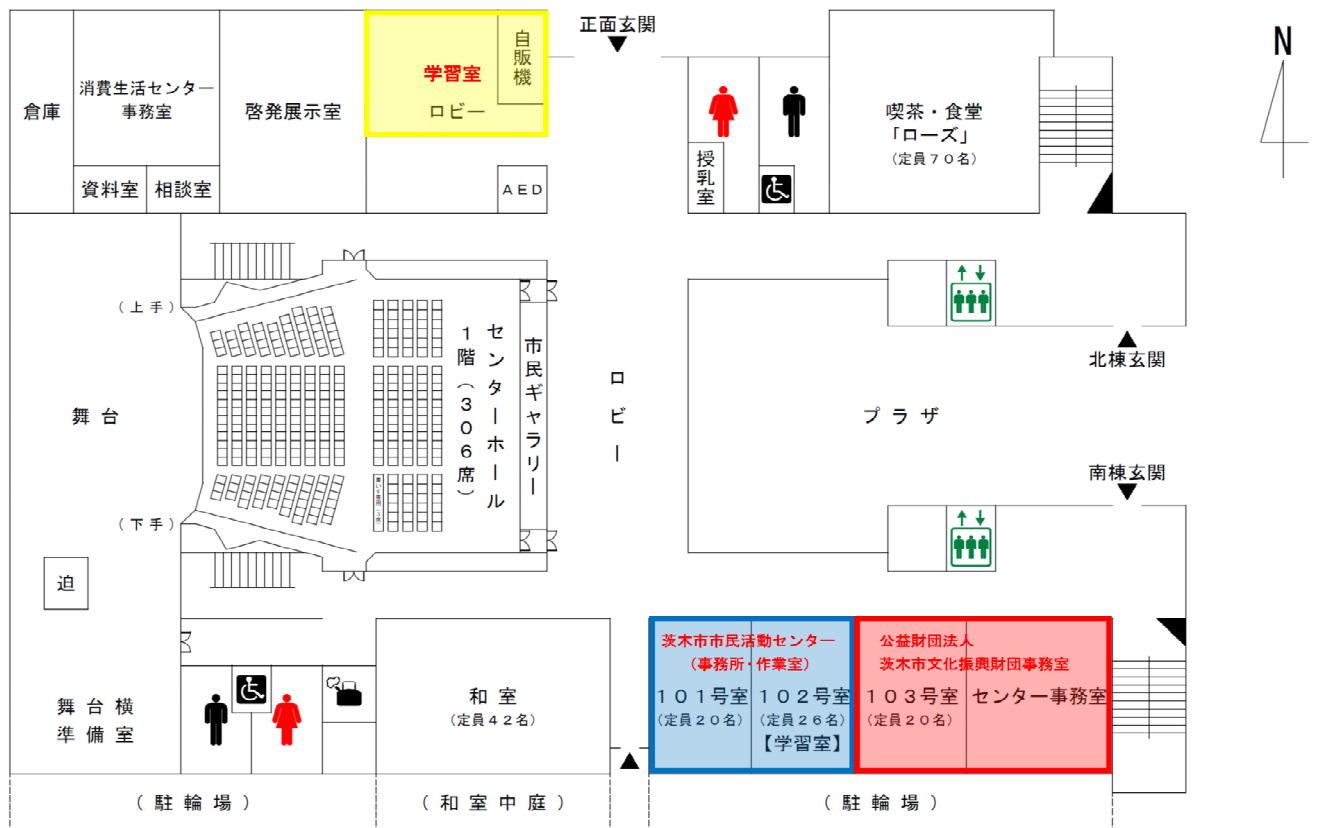
※①～③について、条例改正を行う。

④については、有料化を継続する駐車場（ゲート式の第 2 駐車場）が残るため、条例改正を行わない。

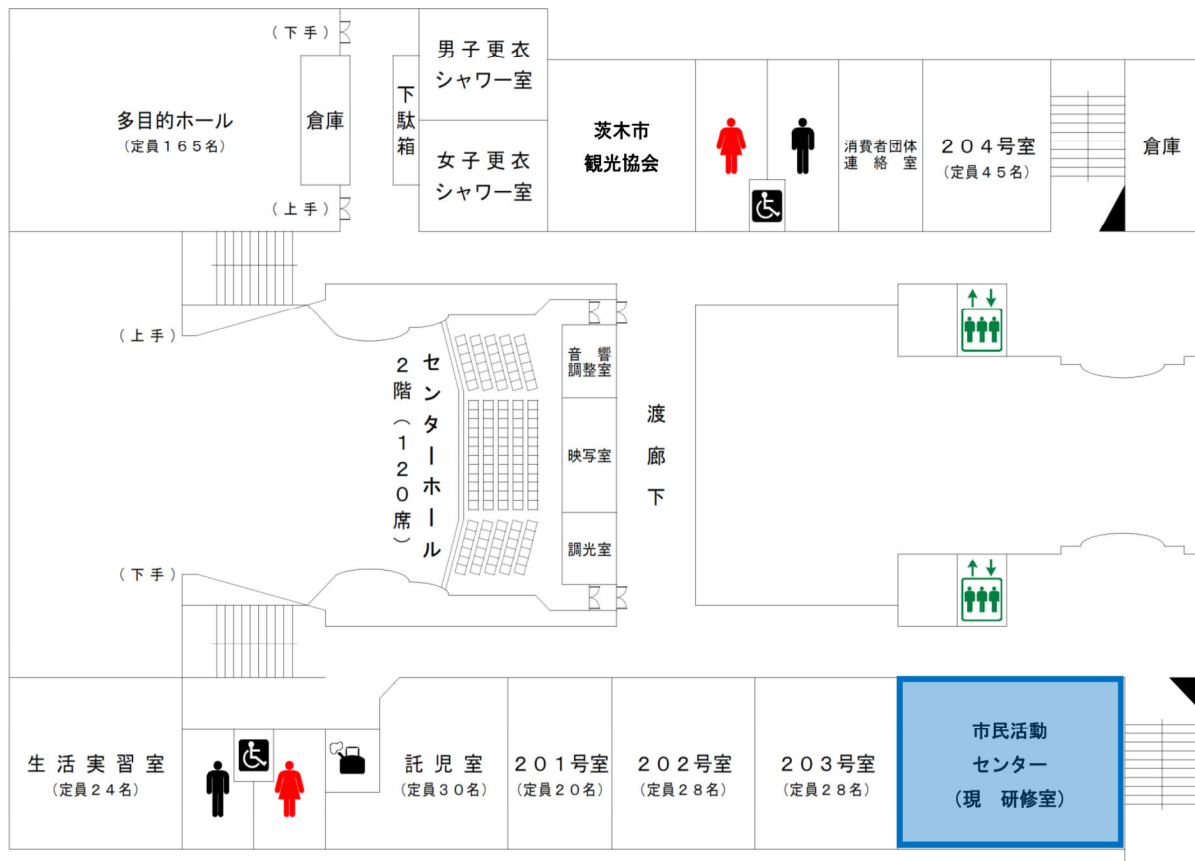
喫煙スペース設置予定場所 位置図



茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）平面図



【1階】



【2階】

福祉事業基金の新たな活用について

- 1 概要** 果実運用型の「福祉事業充当基金」(平成26年度末現在高見込 約10.1億円)を高齢者、障害者、子ども等の社会福祉の推進に必要な事業の実施に活用する基金とし、名称を「福祉事業推進基金」に改める。
- 2 変更内容** これまで運用益を事業に充当していたが、その額が極めて少ない状況で財政効果が希薄となっていたことから、果実運用型を取崩し型基金に改めるとともに、経常的な個人給付事業に限定していた使途についても、使途制限を撤廃し、時代に対応した広く社会福祉事業の推進の経費に充てることとする。
- 3 新たな活用事業** 平成27年度予算においては、基金のさらなる活用を図るため、これまでの充当事業を見直し、喫緊の課題である待機児童の解消、障害者の居場所、地域福祉の拠点の整備事業の実施に活用する。

[H26年度予算] (運用益充当事業)

(単位：千円)

事業名	事業費 (一財)	基金 (運用益)
高齢者障害者在宅等福祉支援事業 (在宅寝たきり老人等介護見舞金)	31,045	416
交通遺児福祉金支給事業	528	7
障害者就労支援福祉金支給事業 (障害者就労支援福祉金)	7,968	107
合 計	39,541	530

[H27年度予算] (基金活用事業)

(単位：千円)

事業名	事業費 (一財)	基金 (取崩し)
私立保育所等建設補助事業	157,062	155,000
地域活動支援センターⅢ型開設促進事業	10,000	10,000
ふらっとホーム開設補助事業	5,000	5,000
合 計	172,062	170,000

・在宅寝たきり老人等介護見舞金

… 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる施策の推進に合わせ廃止

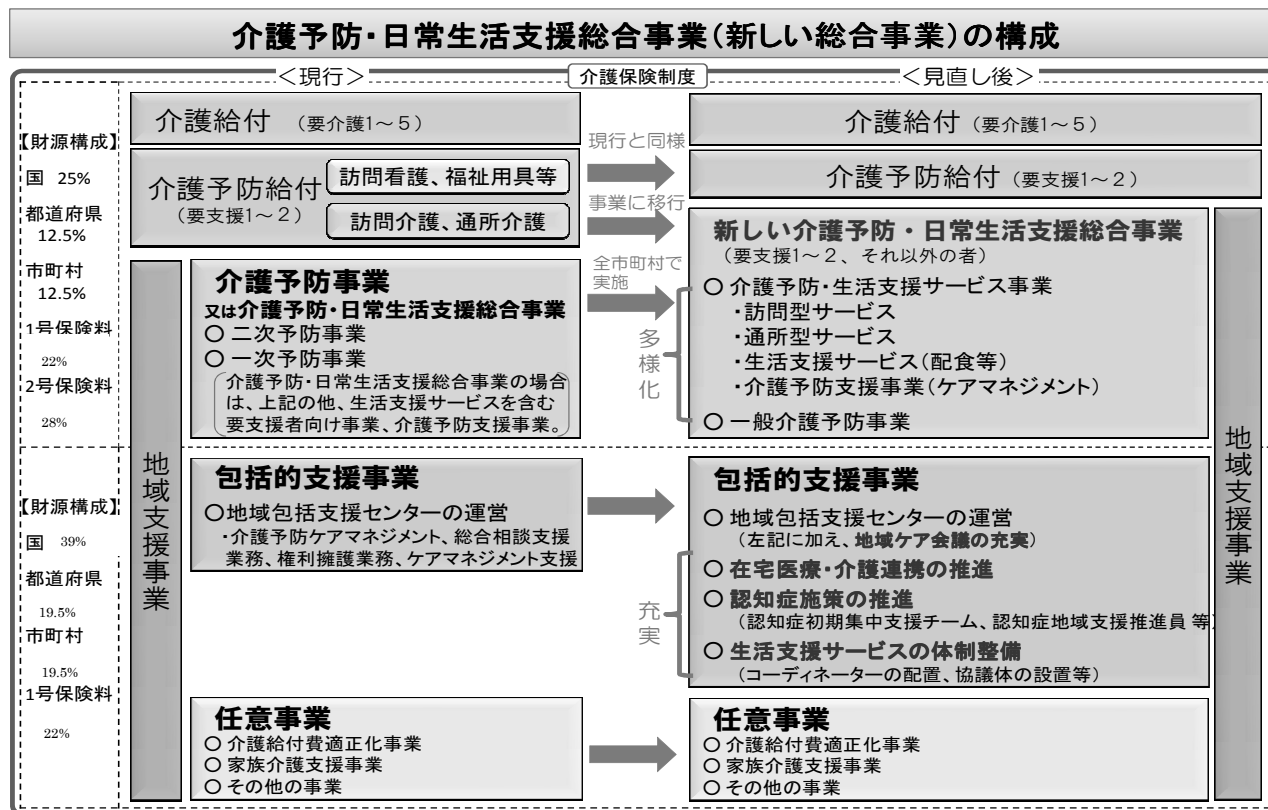
・交通遺児福祉金支給事業

… 遺児は交通事故だけでなく自殺・疾病等の他の要因からも生じる状況を踏まえた公平性の観点に加え、今日さまざまなひとり親家庭の支援施策を展開していることから廃止

・障害者就労支援福祉金

… 新たな就労支援策となる「共同受注システム」の導入に伴い廃止

＝ 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の開始について ＝



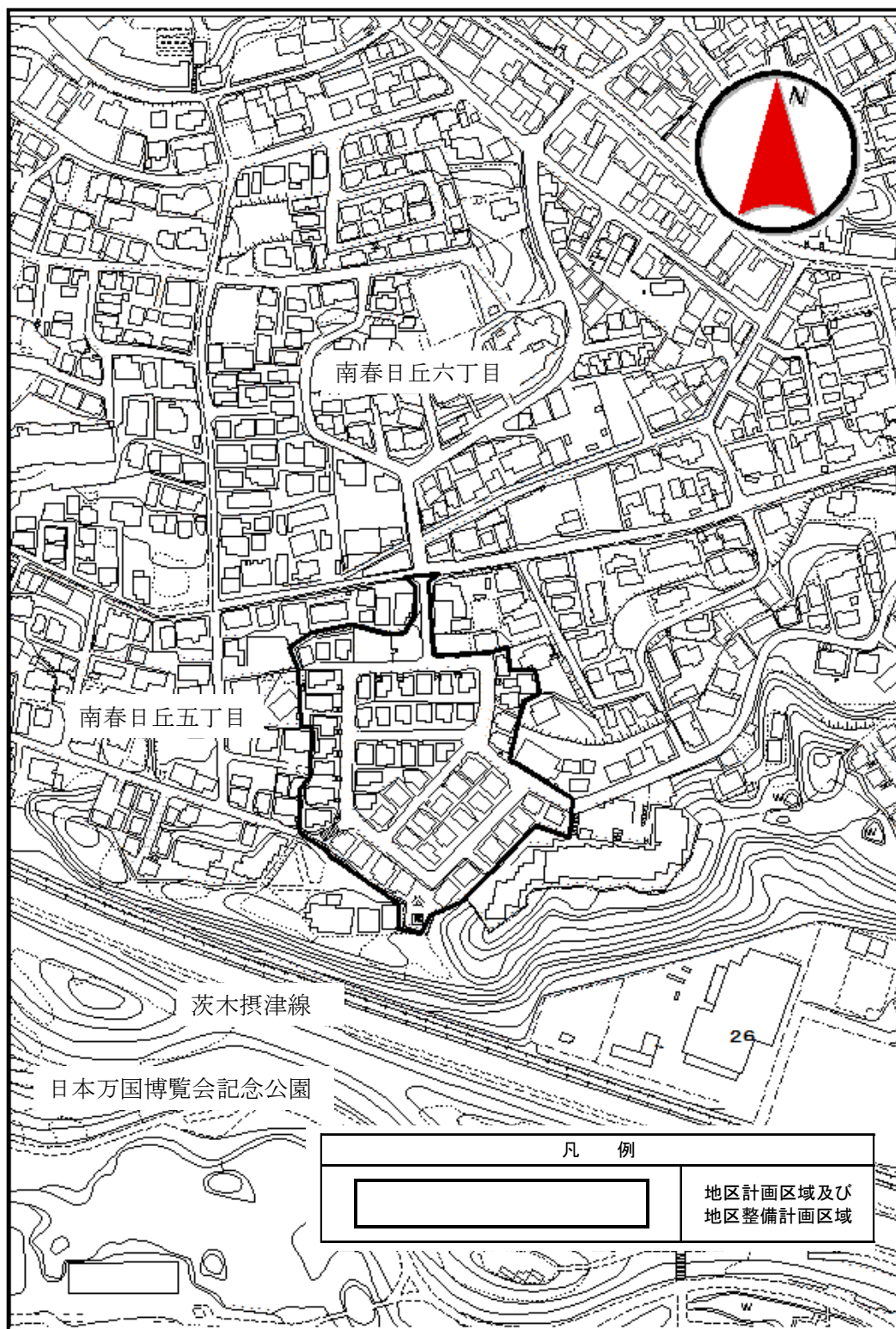
■新しい介護予防・日常生活支援総合事業の概要

「訪問介護」「通所介護」は、現在、介護予防給付として全国一律のサービス提供を行っているが、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」として地域支援事業に移行する。地域支援事業に移行後は、市の特性を活かしつつ、地域住民等の多様な主体が参画した生活支援サービスを多様化・充実させるとともに、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す。

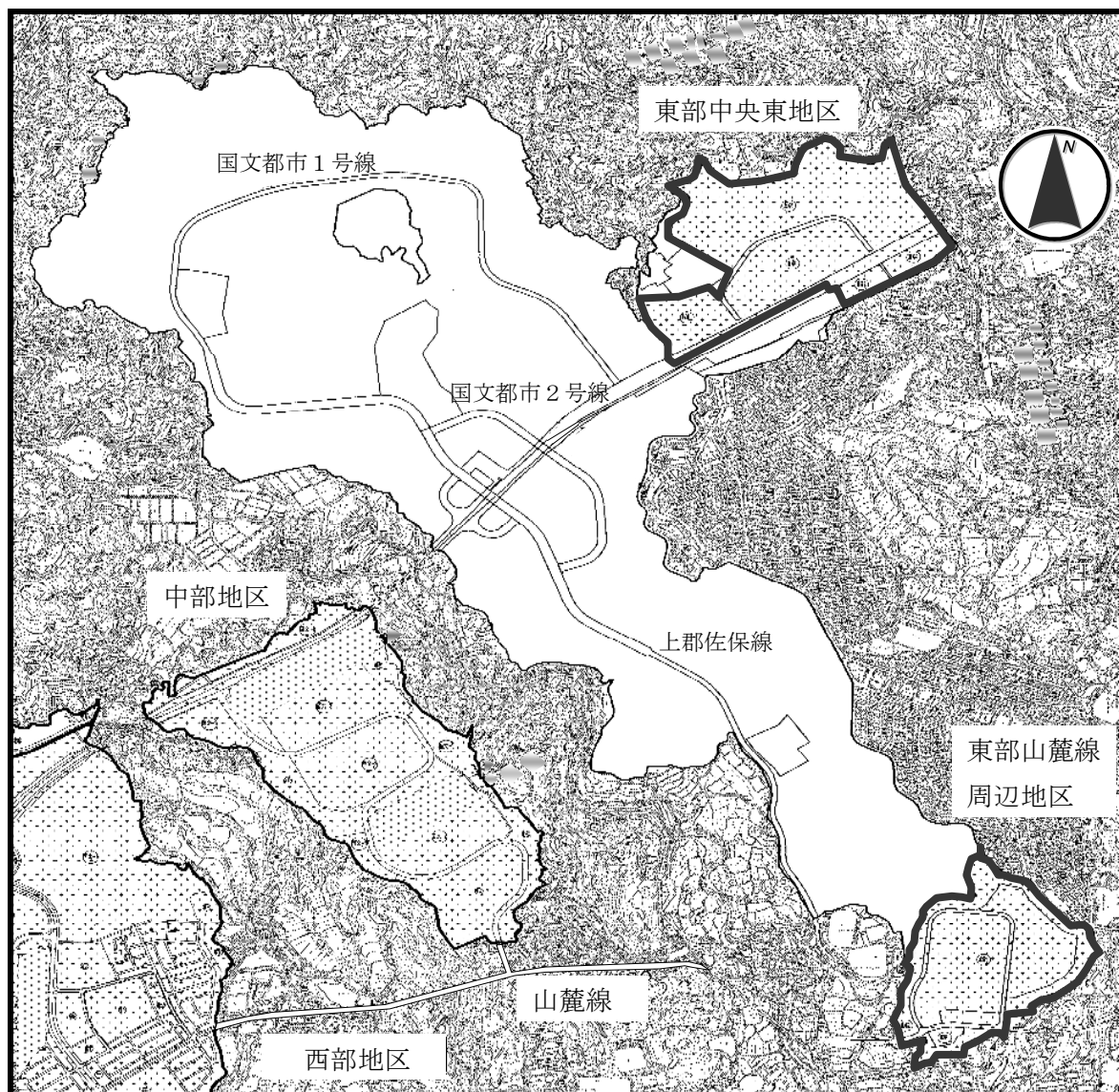
■新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期

介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期は、平成 27 年 4 月（ただし、円滑な移行のために平成 29 年 4 月までの猶予期間あり）と設定されており、本市においては、平成 27 年度は高齢者活動支援センターに配置する生活支援コーディネーターと連携し、高齢者ニーズの把握や生活支援サービス提供の担い手となる人材等の社会資源の発掘、育成に取り組むとともに、高齢者の生きがいがづくり・社会参加・支え合い体制の地域基盤の整備等を行ったうえで、平成 28 年 4 月から同事業を開始する。

南春日丘五丁目阪神不動産住宅地区地区計画 計画図

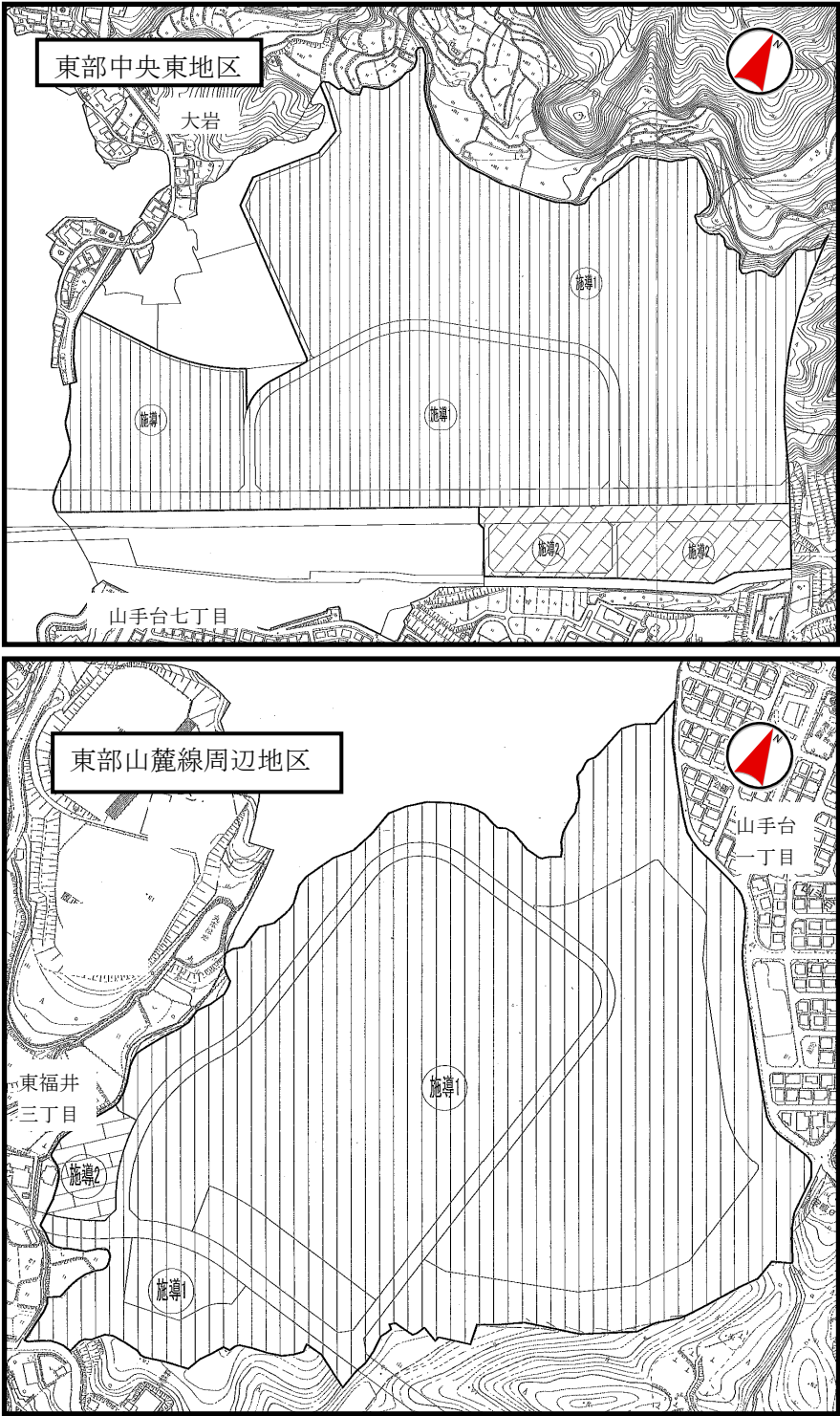


彩都地区計画 追加区域図



凡 例	
	追加区域

彩都地区計画 追加区域図



凡 例	
	施設導入地区 1
	施設導入地区 2

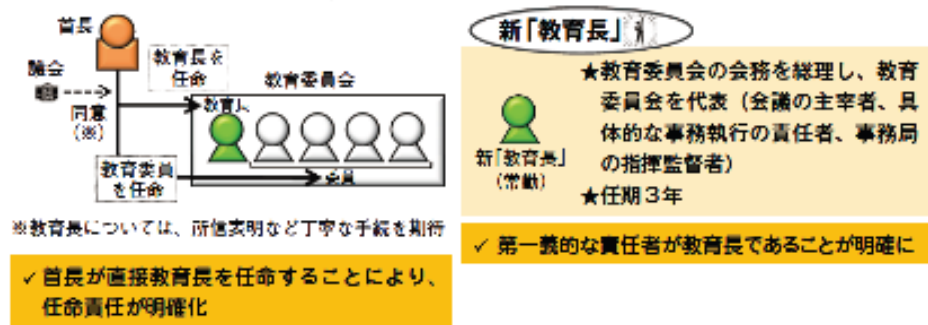
《制限される建築物》
〔施設導入地区 1〕 一戸建て住宅、共同住宅、学校（小・中・高校等）、図書館、病院等 （両地区の制限は同じ）
〔施設導入地区 2〕 東部中央東地区：一戸建て住宅、共同住宅、ぱちんこ屋等 東部山麓線周辺地区：ぱちんこ屋、学校（小・中・高校等）、図書館等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について

【改正の趣旨】

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方教育行政の長と教育委員会の連携の強化を図り、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

I 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置（法第13条第1項）



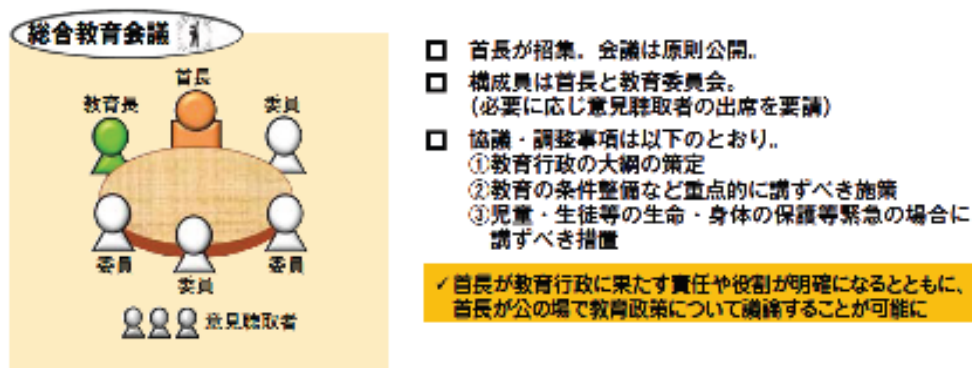
（1）新教育長の任命等

地方公共団体の長が議会の同意を得て、教育長を任命する。（法第4条第1項）

（2）経過措置

現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（法附則第2条第1項）

II 総合教育会議の設置（法第1条の4）



（1）設置者 地方公共団体の長

（2）調整の結果（法第1条の4第8項）

会議において合意した事項については、その結果を尊重しなければならない。

III 大綱の策定（法第1条の3）

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

（1）定義（法第1条の3第1項）

教育振興計画を参酌し、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、目標や施策の根本となる方針を定める。

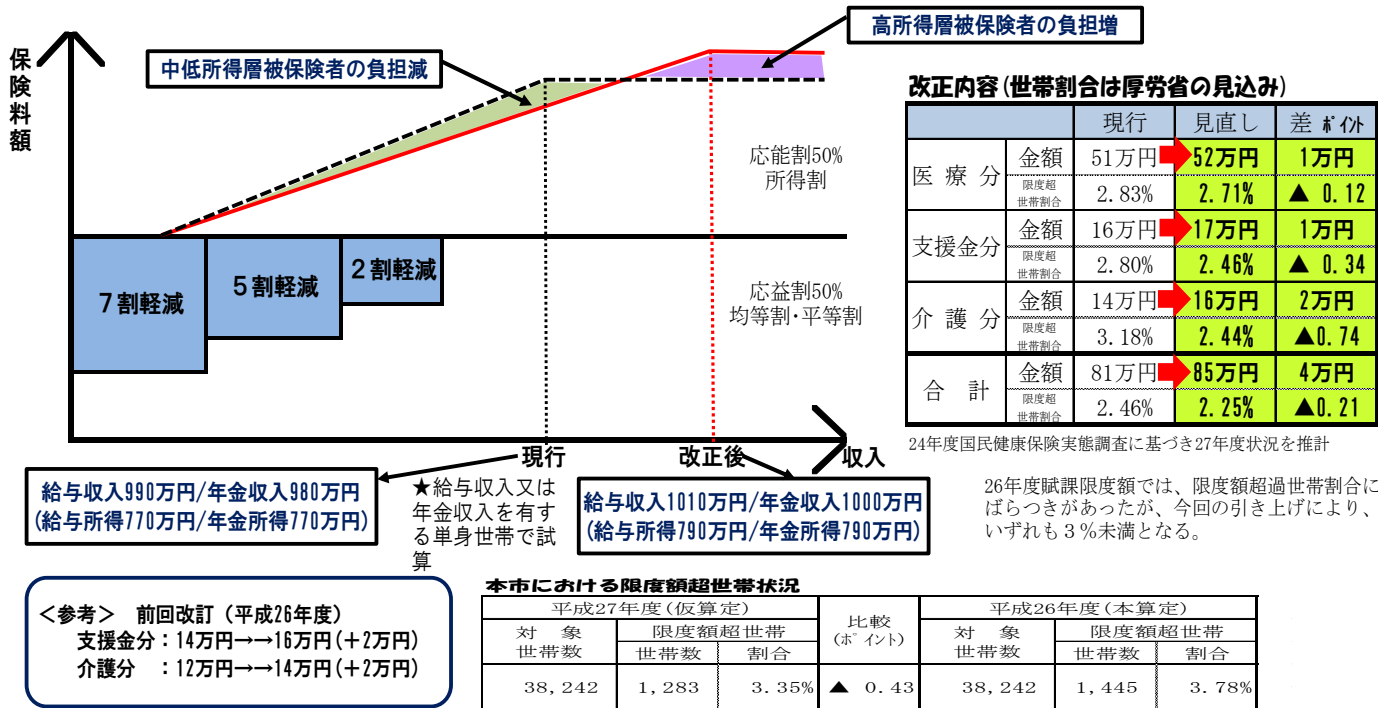
（2）策定

総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が協議し、長が策定する。

国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ

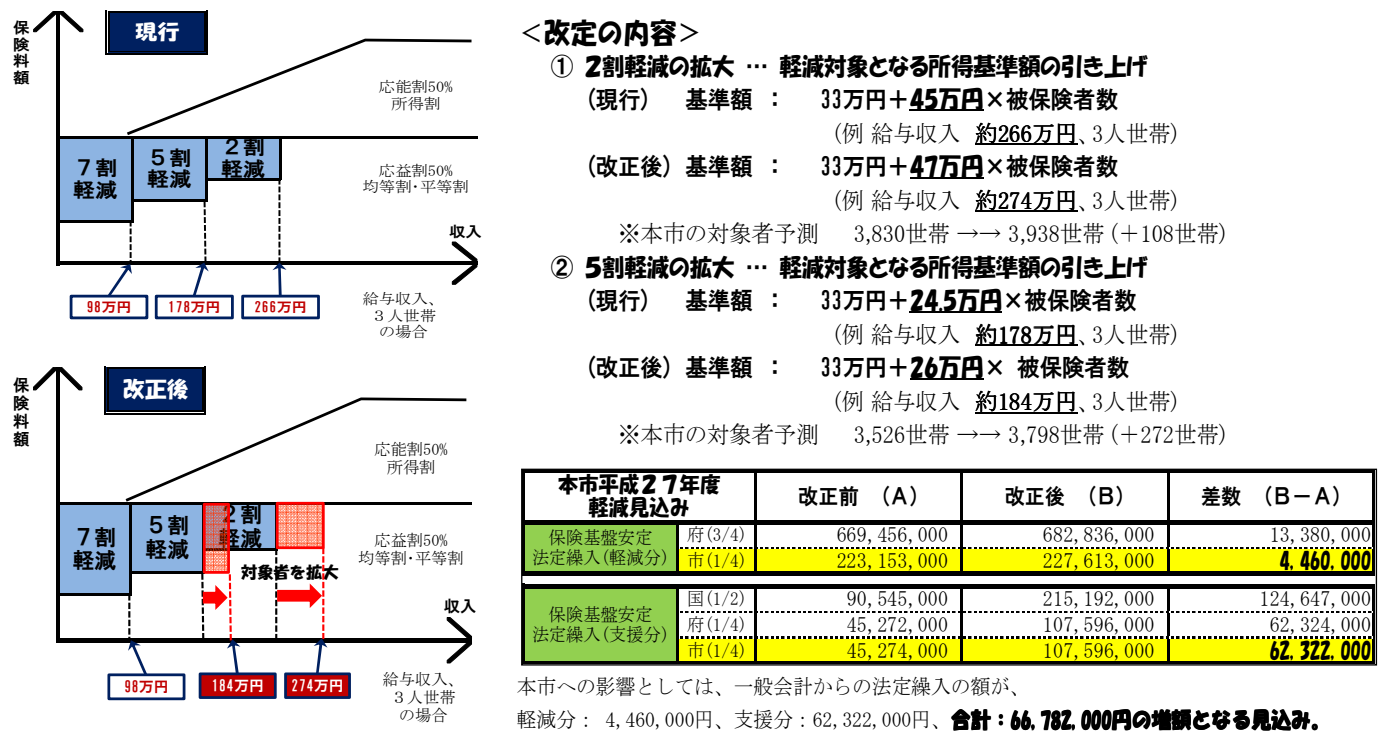
高齢化の進展等により医療給付費が増大する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、相当の高所得の者であっても、保険料の賦課限度額までしか保険料負担がない仕組み

賦課限度額の引き上げにより、高所得層により多く負担してもらい、低・中間所得層の負担を軽減する



国民健康保険料の低所得者の保険料軽減措置の拡充

低所得者に対する保険料の軽減措置について、経済動向等を踏まえた見直しを行い、軽減措置を拡充することで低所得層の負担を軽減する



平成26年度一般会計補正予算(第5号)総括表

(歳 入)

(単位：千円・%)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
1 市 税	△ 35,000		△ 35,000	補正後予算額 44,447,000 個人市民税 △159,292 市たばこ税 △89,013 法人市民税 208,714 固定資産税 12,453
2 地 方 譲 与 税	△ 40,000		△ 40,000	自動車重量譲与税 △21,000 地方揮発油譲与税 △19,000
4 配 当 割 交 付 金	118,000		118,000	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	53,000		53,000	
6 地 方 消 費 税 金 交 付	33,000		33,000	
7 ゴルフ場利用税金 交 付	10,000		10,000	
8 自 動 車 取 得 税 金 交 付	△ 77,000		△ 77,000	
10 地 方 交 付 税	27,312		27,312	普通交付税 28,687 特別交付税 △1,375
12 分 担 金 及 び 負 担 金	△ 83,965	△ 83,965		私立保育所保育料 △57,000 待機児童保育保育料 △13,000 公立保育所保育料 △12,000
13 使 用 料 及 び 手 数 料	△ 20,363	△ 20,142	△ 221	市営葬儀使用料 △7,690 斎場使用料 △7,254
14 国 庫 支 出 金	△ 551,828	△ 551,828		社会資本整備総合交付金 △811,726 地域住民生活等緊急支援のための交付金 267,000
15 府 支 出 金	△ 264,468	△ 264,468		安心こども基金特別対策事業費補助金 △235,936 保育緊急確保事業府補助金 44,000
16 財 産 収 入	136,792	△ 3,570	140,362	不動産売払収入 131,046
17 寄 附 金	2,968	△ 32	3,000	一般寄附金 3,000 緑化基金寄附金 △32
18 繰 入 金	△ 26	△ 180	154	緑化基金繰入金 △180 財産区特別会計繰入金 154
20 諸 収 入	250,496	83,101	167,395	国文関連施設建設事業負担金 134,337 後期高齢者広域連合精算金 106,000 生活保護法費用返還金 55,431
21 市 債	△ 383,130	△ 132,500	△ 250,630	市民開放施設整備債 △94,000 公園新設債 △59,800 橋梁新設改良債 12,900
補 正 額 A	△ 824,212	△ 973,584	149,372	
補正前の予算額 B	89,037,880	32,690,290	56,347,590	
補正後の予算額 A+B	88,213,668	31,716,706	56,496,962	

平成26年度一般会計補正予算(第5号)総括表

(歳 出)

(単位：千円・%)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
01 議 会 費	△ 3,525	△ 1,098	△ 2,191		△ 236		
02 総 務 費	△ 366,139	△ 266,822	△ 61,215		△ 16,395	△ 21,677	△ 30
03 民 生 費	126,343	△ 46,131	△ 73,743	△ 137,832	△ 18,662	198,656	204,055
04 衛 生 費	17,083	△ 21,833	△ 124,452		△ 67,282	230,650	
05 労 働 費	△ 584		△ 532		△ 52		
06 農 林 水 産 業 費	△ 9,561	△ 3,314	△ 706		△ 3,254	△ 2,287	
07 商 工 費	150,971	△ 7,909	188,663		△ 29,783		
08 土 木 費	△ 442,797	△ 11,598	△ 11,545		△ 99,933	△ 671,585	351,864
09 消 防 費	△ 3,209	△ 1,150	△ 1,291		△ 300	△ 468	
10 教 育 費	△ 149,160	△ 36,130	△ 60,744	△ 17,226	6,551	△ 41,611	
12 公 債 費	△ 140,515						△ 140,515
13 諸 支 出 金	△ 3,119						△ 3,119
補 正 額 A	△ 824,212	△ 395,985	△ 147,756	△ 155,058	△ 229,346	△ 308,322	412,255
補正前の予算額 B	89,037,880	14,212,965	15,553,017	24,279,077	7,731,400	10,822,415	16,439,006
補正後の予算額 A + B	88,213,668	13,816,980	15,405,261	24,124,019	7,502,054	10,514,093	16,851,261

平成26年度3月補正予算の内容について

1 基本方針

国の補正予算における「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用した事業を繰越明許費として措置するとともに、交付金や地方交付税の追加及び事業完了に伴う精算により生じる財源により、障害児通所給付費や国民健康保険事業特別会計繰出金など、年度末までに不足する経費等への対応や、将来の財政負担軽減のため、土地開発公社保有地の買戻しを行う。

また、コミュニティセンターの指定管理料について債務負担行為を設定するほか、継続費設定事業の精算として継続費補正を設定する。

2 主な内容

(1) 国の補正予算（地域住民生活等緊急支援のための交付金）の活用

(単位:千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
地域消費喚起・生活支援型		183,600	182,000	1,600
プレミアム付き商品券の発行 【繰越明許費】	市内の消費を拡大し地域経済の活性化を図るため、市内小売店等で使用できるプレミアム付き商品券を発行する。 なお、小規模小売店の振興のため専用券を設ける。 発行総額：8億4千万円（1万2千円×7万冊） 販売価格：1冊1万円（500円券×24枚） プレミアム率：20%（1億4千万円）	183,600	182,000	1,600
地方創生先行型		245,212	85,000	160,212
地方版総合戦略の策定 【繰越明許費】	国・府の地方創生に向けた総合戦略を踏まえながら、第5次茨木市総合計画を基本に、地方人口ビジョンと今後5年間の施策の方向性を示す地方版総合戦略を策定する。	10,000	10,000	
まち魅力発信のための戦略策定 【繰越明許費】	市内外の人から「住みたい、住み続けたい、訪れたい」と思われるまちをめざし、本市の魅力を効果的に発信する戦略を策定する。	6,156	6,156	
まち魅力発信のためのホームページリニューアル 【繰越明許費】	まち魅力発信のための戦略策定に合わせ、誰もが利用しやすく魅力あるホームページへのリニューアルに向け現状分析等を行う。	8,416	8,416	
産業振興アクションプランの改定 【繰越明許費】	産業振興ビジョンの着実な実現のため、事業の評価や実績、本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、現行の産業振興アクションプランを改定する。	8,640	8,640	
多世代交流センターの整備 【繰越明許費】	老人福祉センターを再編し、高齢者の活動拠点や子育て支援の場となる多世代交流センターを整備する。 （福井、西河原、葦原、沢池、南茨木）	212,000	51,788	160,212
合 計		428,812	267,000	161,812

(2) 年度末までに不足する経費等への対応

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害児支援		48,682	36,511	12,171
障害児通所給付費の追加	放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業の利用者数増に伴い、扶助費を追加する。	48,682	36,511	12,171
障害者施策		1,250		1,250
グループホームの開設補助	共同生活援助実施施設であるグループホームを開設する団体に対して、補助金を交付する。 「まいペース」：(社福)大阪福祉事業財団 安威二丁目「安威府営住宅内」	1,250		1,250
国民健康保険事業		255,570		255,570
国民健康保険事業特別会計繰出金の追加	国庫支出金償還金等の増加に伴い、繰出金を追加する。	255,570		255,570
公共下水道事業		352,076		352,076
公共下水道事業特別会計繰出金の追加	企業会計への移行に伴う「打ち切り決算」への対応として、繰出金を追加する。	352,076		352,076
合 計		657,578	36,511	621,067

(3) 財政健全化に向けた取り組み

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
財政健全化施策		251,112		251,112
茨木市斎場用地の取得	財政負担軽減のため、借地により運営していた斎場用地を取得する。(土地開発公社より買い戻し)	251,112		251,112

(4) 継続費、繰越明許費、債務負担行為の補正

(単位:千円)

事業	内 容 等	事業費
継続費		△ 209,720
千提寺地区交流拠点広場整備事業	遺跡発掘による事業未執行に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成26年度～平成27年度 補正前 184,500 【年割額】(H26)73,800 (H27)110,700 補正後 0 【年割額】(H26) 0 (H27) 0	△ 184,500
山麓線整備事業	契約完了に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成25年度～平成26年度 補正前 54,000 【年割額】(H25)21,600 (H26)32,400 補正後 48,000 【年割額】(H25)21,600 (H26)26,400	△ 6,000
小学校エレベーター整備事業	契約完了に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成25年度～平成26年度 補正前 227,100 【年割額】(H25)78,980 (H26)148,120 補正後 207,880 【年割額】(H25)78,980 (H26)128,900	△ 19,220
繰越明許費		428,812
プレミアム付き商品券発行事業ほか5事業	補正予算を活用し追加する事業であり、事業実施に時間を要し、年度内に完了しないため。 【財源】地域住民生活等緊急支援のための交付金	428,812
債務負担行為		限度額
コミュニティセンター指定管理料	コミュニティセンター指定管理者の新規指定に伴い、債務負担行為の限度額を変更する。 【期 間】平成27年度～平成29年度 【限度額】67,500千円(12月補正)⇒77,000千円 《補正額》9,500千円	9,500
障害者相談支援事業所サポート事業	事業開始の変更等に伴い、債務負担行為の限度額を変更する。 【期 間】平成27年度 【限度額】14,367千円(9月補正)⇒16,647千円 《補正額》2,280千円 【財源】緊急雇用創出基金事業費補助金	2,280

(5) 特別会計等

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
特別会計等		△ 456,266
財産区特別会計 (補正第1号)	大阪府からの土石砂れき取得補償金の増に伴う、大岩財産区事業交付金など [歳入] 財産貸付収入 773 [歳出] 事業交付金 619 繰出金 154	773
国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号)	過年度の国庫支出金の精算に伴う償還金の増など [歳入] 国庫支出金 △71,036 府支出金 △71,335 前期高齢者交付金 △81,500 繰入金 255,570 繰越金 138,192 雑入 271 [歳出] 総務費 △12,548 後期高齢者支援金等 1,360 前期高齢者納付金等 205 介護納付金 △1,528 保健事業費 △23,489 諸支出金 206,162	170,162
後期高齢者医療 事業特別会計 (補正第1号)	保険料の減に伴う広域連合納付金の減など [歳入] 後期高齢者医療保険料 △6,963 繰入金 △6,683 諸収入 △385 [歳出] 総務費 △3,815 後期高齢者医療広域連合納付金 △10,216	△ 14,031
介護保険事業 特別会計 (補正第2号)	過年度の国庫支出金の精算に伴う償還金の増及び基金積立金の増など [歳入] 介護保険料 511 国庫支出金 △42,466 支払基金交付金 △51,314 府支出金 △27,023 財産収入 △70 繰入金 △44,832 繰越金 184,124 諸収入 △500 [歳出] 総務費 △9,389 要介護認定費 △2,308 保険給付費 △141,928 地域支援事業費 △59,618 基金積立金 188,356 諸支出金 43,317	18,430
公共下水道 事業特別会計 (補正第2号)	下水道整備費の減及び企業会計への移行に伴う「打ち切り決算」の対応など [歳入] 使用料及び手数料 △322,303 繰入金 352,076 国庫支出金 △91,741 企業債 △429,700 など [歳出] 下水道事業費 △396,142 合併処理浄化槽事業費 △29,117 水洗便所普及費 △340 公債費 △8,242 [継続費補正] (変更前) 総額: 1,061,000 H26: 547,800 H27: 513,200 (変更後) 総額: 1,061,000 H26: 304,250 H27: 756,750	△ 433,841
水道事業会計 (補正第1号)	【収益的収支】 分担金の増や受水費の減など (収入) 47,113 (支出) △69,373 【資本的収支】 工事負担金の減や受託設備改良費の減など (収入) △102,166 (支出) △128,386	△ 197,759